

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査、公の施設の指定管理者監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、監査結果の報告を次のとおり決定したので、これを公表する。

平成25年11月7日

桑名市監査委員

池田勝敏

椽尾健三

伊藤真人

平成 25 年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

■定期監査

1	監査実施年月日及び監査箇所	1
2	監査の対象	1
3	監査の方法	1
4	監査の主眼	1
5	監査の結果	1
	地区市民センター	2
	幼稚園、小・中学校	2

■財政援助団体等監査

○財政援助団体監査

1	監査実施年月日及び監査箇所	2
2	監査の対象	2
3	監査の方法	3
4	監査の主眼	3
5	監査の結果	3
6	監査対象補助金・交付金の明細	4

○公の施設の指定管理者監査

1	監査実施年月日及び監査箇所	4
2	監査の対象	4
3	監査の方法	4
4	監査の主眼	4
5	監査の結果	5
6	監査対象指定管理料の明細	5

■定期監査

1 監査実施年月日及び監査箇所

実施年月日	監査箇所
平成25年 5月15日	久米地区市民センター、桑部地区市民センター
5月16日	七和地区市民センター、大山田地区市民センター
7月8日	精義小学校（幼稚園）、陽和中学校
7月9日	大成小学校（幼稚園）、大和小学校
7月16日	伊曾島小学校・悠分校、長島中学校・悠分校
7月17日	星見ヶ丘小学校、陵成中学校
7月18日	七和小学校（幼稚園）、正和中学校

*他の地区市民センター、幼稚園、小・中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

2 監査の対象

平成24年度の各所管における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業全般を対象とした。

3 監査の方法

平成24年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などとの照合、点検等を行い、各所属長等から主な事務・事業の概要の説明及び前年度指摘事項の顛末等を聴取することにより監査を実施した。

4 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的、合理的に実施されているか、事務事業の執行が公正、計画的かつ法令・例規等に従って適正に行われているかを主眼とした。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、概ね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従

い全般的に効率的な執行と管理が行われ、所期の成果をあげていると認めた。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて改善の顛末の報告を求め、積極的に改善するよう指示し、その結果報告の確認を行った。

【地区市民センター】

各地区市民センターの窓口で取り扱う税、手数料、使用料などの収納事務は適正に行われている。各種公金等現金の取り扱い、保管・管理には十分留意されているが、今後も引き続き、遺漏のない対応を望むものである。

【幼稚園、小・中学校】

特色ある学校(園)づくり支援事業、進路生徒指導対策事業、中学生職場体験事業、就学時健康診断等の委託事業においては、各事業実施の目的を十分理解し、事業の趣旨に沿った適正な支出に努められたい。また、現金出納簿を作成し、関係書類はファイルに綴り、領収書については領収印、但書き、領収年月日、宛名の記載等の漏れがないよう適正な事務処理に努められたい。

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の事務処理においては、各校で、保護者からの領収印、金額、日付の漏れが散見され、鉛筆書きの領収書、児童名での領収書も見受けられた。また、現金出納簿を作成していない、給付金の受入・支出の決裁がされていない、少額ではあるが口座に不明な残金がある等の例も見られた。事故防止の観点からも、担当者が単独で管理することのないように努めるとともに事務処理は適正かつ速やかに行われたい。事務処理の誤り、保護者への支払いの遅延は、学校に対する信用・信頼にも影響を及ぼしかねないことから、今後、十分留意されたい。

■財政援助団体等監査

○財政援助団体監査

1 監査実施年月日及び監査箇所

実施年月日	監査箇所
平成25年 8 月21日	地方独立行政法人桑名市総合医療センター

2 監査の対象

市が財政的援助を与えている団体から 1 団体を抽出して行った。

3 監査の方法

平成24年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該補助金等に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で当該団体事務所において監査を実施した。

4 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 監査の結果

平成24年度に市が補助金等を交付した事業について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は補助金等の交付目的に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善など積極的に対応するよう指示した。

東、西、南の各医療センターは、経理の方法、書類等の整理、役員や職員の福利厚生面などにおいて、取り扱いに差異がみられる。現在は、移行期でもあり、やむを得ない部分もあると思われるが、事務の効率化、利用者サービスの向上の観点からも、できるだけ早い時期に地方独立行政法人桑名市総合医療センターとしての統一的な取り扱いに整理されるよう期待するものである。

また、市から多額の運営費負担金等が支出されており、そこには市民の税金が投入されていることを念頭に置かれ、今後も、運営費負担金等の使途については、地方独立行政法人としての説明責任を果たせるよう努められたい。

所管課においては、一般会計からの繰り出しである病院事業運営費負担金について、現在は、普通交付税基準財政需要額の算定方法を積算根拠とされている。

しかしながら、本来、一般会計が負担すべき経費の項目と基本的な考え方は、病院として独立採算ではできない部分、市として実施させるべき行政的医療、不採算医療の部分について支出されるべきものとされており、その範囲や算定基準については、地方公営企業法に基づき毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出基準」に定められている。

今後、財政当局とも協議のうえ、負担すべき経費の範囲や算定方法をより明確にし、市民への説明責任を果たされるよう留意されたい。

6 監査対象補助金・交付金等の明細

補助事業名	平成24年度補助金額
病院事業運営費負担金	279,624,000円
病院事業運営費交付金	84,862,126円
病院整備出資金	149,400,000円
器械備品整備事業貸付金	60,000,000円
事業統合費等貸付金	485,413,562円
事業統合費等交付金	176,253,000円
病院群輪番制病院運営費補助金	14,989,440円
合 計	1,250,542,128円

○公の施設の指定管理者監査

1 監査実施年月日及び監査箇所

実施年月日	監査箇所
平成25年8月22日	株式会社日本メカトロニクス (桑名市営末広駐車場、桑名駅北自転車駐車場) 桑名三川商工会 (桑名市営長島駅前駐車場)

2 監査の対象

本市の公の施設について管理運営を行わせている指定管理者のうち、指定管理者としての実績が2年以上ある団体から2団体を抽出して行った。

3 監査の方法

平成24年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該指定管理料に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

4 監査の主眼

市が指定管理者として指定した団体に対し、当該指定管理料に係る出納その他の事

務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 監査の結果

平成24年度に市が指定管理料を支出した各施設について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は協定書に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善など積極的に対応するよう指示した。

株式会社日本メカトロニクス、桑名三川商工会においては、公の施設の指定管理者として、制度の趣旨に則り、民間企業の発想を生かした効率的な施設管理運営を図り、顧客満足度の向上に努力されるよう期待するものである。

また、所管課においては、施設の管理運営状況を常に把握されるとともに、指定管理者の創意工夫により、利用者に対するサービスの質の向上、利用者の増加が期待できるような手法の検討もされたい。

6 監査対象指定管理料の明細

公の施設名	平成24年度指定管理料
桑名市営末広駐車場	11,105,931円
桑名駅北自転車駐車場	23,004,485円
桑名市営長島駅前駐車場	558,100円
合 計	34,668,516円